

令和3年度(2021年度)さがすたいるプラス補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、お年寄りや障害のある方、子育て・妊娠中の方等(以下、「当事者」という。)みんなが心地よく外出できる、人にやさしいまちのスタイルを「さがすたいる」として広げていくため、さがすたいる倶楽部会員に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) さがすたいる倶楽部会員

県の「人にやさしいまちづくり」の取組に協力する(当事者に配慮した設備やサポートの充実に取り組む)県内事業者として「さがすたいる倶楽部」に入会している者

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、さがすたいる倶楽部会員(ただし、国の機関及び地方公共団体を除く。)とする。

2 前項の補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第 1 項の補助対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費、補助率(補助上限額) 及び補助金額の算定方法)

第 4 条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率(補助上限額) は、別表 1 に掲げるとおりとする。

2 補助金額については、次により算定する。

(1) 別表 1 に掲げる経費区分ごとに、対象経費と補助基準額を比較していずれか低い額に補助率を乗じて算定する。ただし、算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 複数の区分がある場合は、前号により算定した額を合計したものと補助上限額とを比較していずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、令和 4 年(2022 年) 1 月 31 日とし、その提出部数は 1 部とする。

3 規則第 4 条第 3 項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14 日とする。

(補助金の交付の条件)

第 6 条 規則第 5 条の規定により補助金の交付に付する条件は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助金額に変更が生じる場合又は補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、対象経費の区分間の 20% 以内の金額の変更については、この限りではない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

においては、速やかに知事に報告しその指示を受けること。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

2 前項第2号の規定により、知事の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は令和4年(2022年)3月31日のいずれか早い期日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第8条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は様式第4号のとおりとする。

附 則

1 この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

別表 1

対象経費	経費区分	補助基準額	補助率（補助上限額）
当事者に配慮した設備やサポートの質の向上のために要する経費	工事施工費	100 万円	2 分の 1 以内 (1 店舗・施設につき補助上限額を 50 万円とする。)
	物品購入費	20 万円	
	その他、サポートの質の向上に要する経費	10 万円	

ただし、次の各号に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を行った経費
- (2) 躯体工事費
- (3) 間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙、振込手数料、通信費、送料など）
- (4) リース・レンタル経費、当事者に配慮した機能性の向上を伴わない施設設備の更新・改修・修繕費、維持管理費、メンテナンスに係る消耗品費
- (5) 国又は地方公共団体からの運営委託および指定管理により管理・運営を行っている施設に係る経費
- (6) 国又は地方公共団体等の他の補助金を受けている又は受けることが確定している経費

様式、別紙一覧

（第5条関係）

- 様式第1号 令和3年度（2021年度）さがすたいるプラス補助金交付申請書
- 別紙1-1 さがすたいるプラス補助事業実施計画書
- 別紙1-2 さがすたいるプラス補助事業実施計画書（事業の内容及び経費の配分）

（第6条関係）

- 様式第2号 令和3年度（2021年度）さがすたいるプラス補助金変更承認申請書
- 別紙2-1 さがすたいるプラス補助事業実施計画書（変更）
- 別紙2-2 さがすたいるプラス補助事業実施計画書（変更）（事業の内容及び経費の配分）

（第7条関係）

- 様式第3号 令和3年度（2021年度）さがすたいる補助金実績報告書
- 別紙3-1 さがすたいるプラス補助事業実績報告書
- 別紙3-2 さがすたいるプラス補助事業実績報告書（事業の内容及び経費の配分）

（第8条関係）

- 様式第4号 令和3年度（2021年度）さがすたいるプラス補助金請求書

佐賀県知事 様

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

令和 3 年度 (2021 年度) さがすたいるプラス補助金交付申請書

令和 3 年度において、さがすたいるプラス補助金に係る事業を実施したいので、佐賀県補助金等交付規則及びさがすたいるプラス補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的 人にやさしいまちづくりに資する事業

2 交付申請金額

交付申請金額 (単位 : 千円)

3 店舗・施設名

--

4 事業の内容及び効果 (別紙 1 - 1)

5 経費の配分 (別紙 1 - 2)

(添付書類)

・さがすたいるプラス補助事業実施計画書・・・別紙 1 - 1、1 - 2

さがすたいるプラス補助事業実施計画書

1. 基本情報

申請者	住所	
	氏名	

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名

連絡先	責任者氏名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

※法人にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署・役職・氏名

2. 事業概要

① 事業を実施する店舗・施設名	
② 店舗・施設の目指す姿と現状・課題(人にやさしいまちづくりの観点から記載してください)	
<目指す姿>	
<現状・課題>	
③ 事業内容(さがすたいるプラス補助金を活用して行う取組を記載してください)	
区分	内容
(1) 工事施工費	
(2) 備品購入費	
その他、サポートの (3) 質の向上に要する 経費	
④ 事業予定期間(上記③の開始予定日及び完了予定日の見込みを記載してください)	
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
⑤ 効果(上記③が②にどのように資するか効果を記載してください)	

別紙1-2(第5条関係)

さがすたいるプラス補助事業実施計画書
(事業の内容及び経費の配分)

[単位:円]

	内容(項目)	見積金額(税込)	対象経費(税抜)
(1) 工事施工費			
	交付対象経費		0
	補助基準額[100万円]		1,000,000
	補助基本額(対象経費と補助基準額のいずれか低い額)		0
	補助金所要額(補助基本額×補助率[1/2]、千円未満切り捨て)		0

	内容(項目)	見積金額(税込)	対象経費(税抜)
(2) 物品購入費			
	交付対象経費		0
	補助基準額[20万円]		200,000
	補助基本額(対象経費と補助基準額のいずれか低い額)		0
	補助金所要額(補助基本額×補助率[1/2]、千円未満切り捨て)		0

	内容(項目)	見積金額(税込)	対象経費(税抜)
(3) その他			
	交付対象経費		0
	補助基準額[10万円]		100,000
	補助基本額(対象経費と補助基準額のいずれか低い額)		0
	補助金所要額(補助基本額×補助率[1/2]、千円未満切り捨て)		0

【県補助金所要額の算定】

補助金所要額	0
--------	---

- ・区分ごとに、対象経費と補助基準額を比較していずれか低い額に補助率[1/2]を乗じて算定する。(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)
- ・複数の区分がある場合は、上記により算定した金額を合計し、補助上限額[50万円]と比較して、いずれか低い額とする。

(参考)

総事業費(見積金額の合計)	0
申請者自己負担額(総事業費－補助金所要額)	0

- ※ 見積金額を確認できる資料(見積書、商品カタログの写し等)を添付すること
- ※ 工事施工費については、工事を行う箇所の現況写真についても添付すること

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

令和3年度(2021年度)さがすたいるプラス補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け県協第 号により交付の決定を受けたさがすたいるプラス補助金について、次のとおり変更したいので、佐賀県補助金等交付規則及びさがすたいるプラス補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金額

既交付決定額	金	千円
変更後交付申請額	金	千円
(差引変更額	金	千円)

2 店舗・施設名

3 変更を受けようとする理由

(添付書類)

・さがすたいるプラス補助事業実施計画書(変更)・・・別紙2-1、2-2

別紙2-1(第6条関係)

さがすたいるプラス補助事業実施計画書(変更) ※変更箇所は下線

1. 基本情報

申請者	住所	
	氏名	

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名

連絡先	責任者氏名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

※法人にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署・役職・氏名

2. 事業概要

① 事業を実施する店舗・施設名	
② 店舗・施設の目指す姿と現状・課題(人にやさしいまちづくりの観点から記載してください)	
<目指す姿>	
<現状・課題>	
③ 事業内容(さがすたいるプラス補助金を活用して行う取組を記載してください)	
区分	内容
(1) 工事施工費	
(2) 備品購入費	
(3) その他、サポートの質の向上に要する経費	
④ 事業予定期間(上記③の開始予定日及び完了予定日の見込みを記載してください)	
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
⑤ 効果(上記③が②にどのように資するか効果を記載してください)	

別紙2-2(第6条関係)

さがすたいるプラス補助事業実施計画書(変更) ※変更箇所は下線
(事業の内容及び経費の配分)

[単位:円]

	内容(項目)	見積金額(税込)	対象経費(税抜)
(1) 工事施工費			
	交付対象経費		0
	補助基準額[100万円]		1,000,000
	補助基本額(対象経費と補助基準額のいずれか低い額)		0
	補助金所要額(補助基本額×補助率[1/2]、千円未満切り捨て)		0

	内容(項目)	見積金額(税込)	対象経費(税抜)
(2) 物品購入費			
	交付対象経費		0
	補助基準額[20万円]		200,000
	補助基本額(対象経費と補助基準額のいずれか低い額)		0
	補助金所要額(補助基本額×補助率[1/2]、千円未満切り捨て)		0

	内容(項目)	見積金額(税込)	対象経費(税抜)
(3) その他			
	交付対象経費		0
	補助基準額[10万円]		100,000
	補助基本額(対象経費と補助基準額のいずれか低い額)		0
	補助金所要額(補助基本額×補助率[1/2]、千円未満切り捨て)		0

【県補助金所要額の算定】

補助金所要額	0
--------	---

- ・区分ごとに、対象経費と補助基準額を比較していずれか低い額に補助率[1/2]を乗じて算定する。(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)
- ・複数の区分がある場合は、上記により算定した金額を合計し、補助上限額[50万円]と比較して、いずれか低い額とする。

(参考)

総事業費(見積金額の合計)	0
申請者自己負担額(総事業費－補助金所要額)	0

- ※【変更分のみ】見積金額を確認できる資料(見積書、商品カタログの写し等)を添付すること
- ※【変更分のみ】工事施工費については、工事を行う箇所の現況写真についても添付すること

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

令和3年度(2021年度)さがすたいるプラス補助金実績報告書

令和 年 月 日付け県協第 号で補助金交付決定の通知があったさがすたいるプラス補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及びさがすたいるプラス補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の目的 人にやさしいまちづくりに資する事業

2 店舗・施設名

3 事業の内容及び成果(別紙3-1)

4 経費の配分(別紙3-2)

5 事業完了年月 令和 年 月 日

(添付書類)

・さがすたいるプラス補助事業実績報告書・・・別紙3-1、3-2

さがすたいるプラス補助事業実績報告書

1. 基本情報

申請者	住所	
	氏名	

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名

連絡先	責任者氏名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

※法人にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署・役職・氏名

2. 事業概要

① 事業を実施した店舗・施設名	
② 店舗・施設の目指す姿と現状・課題(実施計画書から転記してください)	
<目指す姿>	
<現状・課題>	
③ 事業内容(さがすたいるプラス補助金を活用して実施した取組を記載してください)	
区分	内容
(1) 工事施工費	
(2) 備品購入費	
その他、サポートの (3) 質の向上に要する 経費	
④ 事業期間(上記③の開始日及び完了日を記載してください)	
令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日
⑤ 成果(上記③の実施による成果を記載してください)	

さがすたいるプラス補助事業実績報告書
(事業の内容及び経費の配分)

[単位:円]

(1) 工事施工費	内容(項目)	精算金額(税込)	対象経費(税抜)
	交付対象経費		0
	補助基準額[100万円]		1,000,000
	補助基本額(対象経費と補助基準額のいずれか低い額)		0
	補助金所要額(補助基本額×補助率[1/2]、千円未満切り捨て)		0

(2) 物品購入費	内容(項目)	精算金額(税込)	対象経費(税抜)
	交付対象経費		0
	補助基準額[20万円]		200,000
	補助基本額(対象経費と補助基準額のいずれか低い額)		0
	補助金所要額(補助基本額×補助率[1/2]、千円未満切り捨て)		0

(3) その他	内容(項目)	精算金額(税込)	対象経費(税抜)
	交付対象経費		0
	補助基準額[10万円]		100,000
	補助基本額(対象経費と補助基準額のいずれか低い額)		0
	補助金所要額(補助基本額×補助率[1/2]、千円未満切り捨て)		0

【県補助金所要額の算定】

補助金所要額	0
--------	---

- ・区分ごとに、対象経費と補助基準額を比較していずれか低い額に補助率[1/2]を乗じて算定する。(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)
- ・複数の区分がある場合は、上記により算定した金額を合計し、補助上限額[50万円]と比較して、いずれか低い額とする。

(参考)

総事業費(精算金額の合計)	0
申請者自己負担額(総事業費－補助金所要額)	0

※精算金額を確認できる資料(領収書の写し等)を添付すること

※ 工事施工費については、工事を行った箇所の整備後の写真についても添付すること

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

（申請者）
住 所
氏 名
電話番号

令和3年度（2021年度）さがすたいるプラス補助金請求書

令和 年 月 日付け県協第 号で確定通知があったさがすたいるプラス補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びさがすたいるプラス補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

【振替口座】

金融機関名

支 店 名

預 金 種 別

口 座 番 号

口座名義人
（ カナ ）